

○木更津市青少年問題協議会設置条例

昭和39年 3 月30日 条例第19号

改正

昭和46年 3 月31日 条例第14号

平成 9 年 3 月26日 条例第11号

平成12年12月20日 条例第42号

木更津市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 1 条の規定に基づき、木更津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。
- (2) 前項の施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員30人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 協議会に、委員の互選により副会長 2 人を置く。
- 4 委員は、次に掲げる範囲から市長が任命する。

市議会議員

市教育委員会委員

市社会教育委員会議委員

市内小中高等学校長

民生・児童委員

保護司

市長の補助機関の職員

その他の関係機関の構成員及び団体の構成員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市長の定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日条例第11号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月20日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

地方青少年問題協議会法

発令 　　：昭和28年7月25日法律第83号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号[平成26年4月1日]

地方青少年問題協議会法

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。